宮崎県公報

令和４年６月２日（木曜日）　第 311 号

発　行　宮　崎　県
印　刷　宮崎市旭１丁目６番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日　毎週月・木曜日
購読料（送料共）　1年　44,400円

目　次

頁

告　示

○有害興行の指定……………………………………（こども家庭課）１
○民有林の保安林の指定予定（２件）……………（自然環境課）１
○保安林の指定施業要件の変更予定………………（　〃　）２
○知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止……（漁業管理課）２
○道路の区域の変更…………………………………（道路保全課）２
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………（建築住宅課）２

公　告

○土地改良区の役員の就任の届出…………………（農村整備課）２
○土地改良区の土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定……………………………………（農村整備課）３
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………（管理課）３
○基本測量の実施の通知……………………………（　〃　）４
○公共測量の終了の通知……………………………（　〃　）４
○公共測量の中止の通知……………………………（　〃　）４

選挙管理委員会告示

○不在者投票のできる施設の指定取消し……………………………４
○選挙権を有する者の総数の50分の１の数及び３分の１の数……………………………５
○選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１の数……………………………５

告　示

宮崎県告示第 377号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第１項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和４年６月２日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

指定番号	種類	題　名	製作・配給会社名	指定年月日
４年－３	映画	手	UNITED PRODUCTIONS <日活>	令和４年５月20日
４年－４	映画	愛に奉仕せよ（原題）SERVE THE PEOPLE	クロックワークス（韓国）	
４年－５	映画	Zola ゾラ（原題）ZOLA	トランスフォーマー（アメリカ）	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 378号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の２第１項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和４年６月２日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　民有林の保安林予定森林の所在場所　東臼杵郡椎葉村大字下福良字尾八重1868－34、1868－36、1868－51、1868－76、1868－84、1868－90、1868－ 278から1868－ 281まで、1898－９
２　指定の目的　水源の涵(かん)養
３　指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は択伐による。
字尾八重1868－51（次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 379号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の２第１項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和４年６月２日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　民有林の保安林予定森林の所在場所　日南市南郷町潟上字荷田坪5034－４・5035－６・5035－７（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）、5033－９、字帆柱山9520－１・9520－２・9521－１・9521－２・9522－２・9523－４（以上６筆について次の図に示す部分に限る。）

２　指定の目的　土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は択伐による。

字荷田坪5033－９、字帆柱山9522－２・9523－４（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 380号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の２の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和４年６月２日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所　東臼杵郡椎葉村大字下福良字尾八重1868－51（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 381号

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第14条に基づく宮崎県資源管理方針別紙１－４の第２の３に定める宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（４月から９月まで）による漁獲量の総量が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量（法第16条第１項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）を超えており、法第33条第２項第１号に該当すると認める。

令和４年６月２日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

宮崎県告示第 382号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和４年６月２日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和４年６月２日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区　間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
215	県道	板上曽木線	延岡市北方町板下字片地戌66番８から同市同町板下同字戌66番１地先まで	旧	7.1～23.2	42.4
				新	10.0～23.9	42.4

宮崎県告示第 383号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第１項第５号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和４年６月２日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

指定番号	申請者氏名	位　置	道路の概要（メートル）		指定年月日
			幅員	延長	
（日南）2022－1	合同会社かとう宅建事務所代表加藤徹	日南市吾田東十丁目3606番12	5.00	34.50	令和４年５月19日

公　告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、天岩戸土地改良区（高千穂町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和４年６月２日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

就任した役員

役　名	氏　名	住　所
理　事	甲　斐　健　興	西臼杵郡高千穂町大字岩戸5805番地

理　　事	工 藤 和 也	西臼杵郡高千穂町大字岩戸5067番地
理　　事	甲 斐 政 雄	西臼杵郡高千穂町大字岩戸7402番地８
理　　事	佐 藤 実 夫	西臼杵郡高千穂町大字岩戸4023番地
理　　事	飯 沼 和 浩	西臼杵郡高千穂町大字岩戸2430番地２
監　　事	稲 葉 和 幸	西臼杵郡高千穂町大字岩戸6237番地３
監　　事	興 梠 克 百	西臼杵郡高千穂町大字岩戸2122番地
監　　事	佐 藤 雅 治	西臼杵郡高千穂町大字岩戸1165番地９

（任期：令和４年３月24日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第９項において準用する同法第８条第１項の規定により、上野地区土地改良区（高千穂町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和４年６月２日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　縦覧に供する書類

決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写し

２　縦覧期間

令和４年６月２日から令和４年６月30日まで

３　縦覧場所

高千穂町役場

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第１項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和４年６月２日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般－29)第2488号	㈲請関鐵筋工業	請関　忠一	宮崎県東臼杵郡門川町加草１－１28	一般	土木工事業、鉄筋工事業	令和４年４月21日付けで廃業した旨の届け	令和４年４月21日（全廃業）
宮崎県知事許可(般－３)第6377号	宮崎ニチレキ㈱	吉永　尚史	宮崎県宮崎市佐土原町下那珂7373－１	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、塗装工事業、水道施設工事業	令和４年４月４日付けで廃業した旨の届け	令和４年４月４日（全廃業）
宮崎県知事許可(般－29)第7763号	㈲岡本金物建材店	岡本　尚子	宮崎県児湯郡川南町大字川南 13575	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、舗装工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、建具工事業、水道施設工事業	令和４年４月５日付けで廃業した旨の届け	令和４年４月５日（全廃業）
宮崎県知事許可(特－29)第 11070号	㈱エコロ	宮内　浩文	宮崎県都城市都北町7403	特定	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和４年４月28日付けで廃業した旨の届け	令和４年４月28日（全廃業）
宮崎県知事許可(般－２)第 11363号	㈲川越防災	川越　廣淑	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4517－６	一般	電気工事業、消防施設工事業	令和４年４月27日付けで廃業した旨の届け	令和４年４月27日（全廃業）
宮崎県知事許可(般－30)第 11839号	内装のヒラミズ	平水　輝繁	宮崎県小林市野尻町三ヶ野山 664－１	一般	内装仕上工事業	令和４年４月27日付けで廃業した旨の届け	令和４年４月27日（全廃業）
宮崎県知事許可(般－２)第 12093号	宮崎オリオン販売㈱	井口　智行	宮崎県宮崎市大字跡江	一般	機械器具設置工事業	令和４年４月５日付けで廃	令和４年４月５日（全廃業）

			字下水流３80－２			業した旨の届け	
宮崎県知事許可(般－１)第 12654号	㈱かわの産業	河野　和信	宮崎県宮崎市大塚町横立1403－42	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業	令和４年４月19日付けで廃業した旨の届け	令和４年４月19日（全廃業）
宮崎県知事許可(般－１)第 14210号	太陽	和田　浩一	宮崎県宮崎市神宮西２－47	一般	建築工事業	令和４年４月12日付けで廃業した旨の届け	令和４年４月12日（全廃業）
宮崎県知事許可(般－29)第8439号	㈲ヤマゲン建設	山﨑　健司	宮崎県都城市上長飯町72－20－２	一般	土木工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業	令和４年４月28日付けで廃業した旨の届け	令和４年４月28日（一部廃業）
宮崎県知事許可(特－29)第 11070号	㈱エコロ	宮内　浩文	宮崎県都城市都北町7403	特定	解体工事業	令和４年４月７日付けで廃業した旨の届け	令和４年４月７日（一部廃業）
宮崎県知事許可(般－２)第 11270号	児玉建設工業	児玉　洋人	宮崎県日向市大字平岩1056	一般	土木工事業、とび・土工工事業	令和４年４月22日付けで廃業した旨の届け	令和４年４月22日（一部廃業）
宮崎県知事許可(般－３)第 12912号	㈱シンセイ通信	木藤　直人	宮崎県都城市神之山町1828－１	一般	電気工事業	令和４年４月８日付けで廃業した旨の届け	令和４年４月８日（一部廃業）
宮崎県知事許可(般－３)第 12936号	㈲田端建設	田端　浩二	宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋字光音寺7178－１	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業	令和４年４月４日付けで廃業した旨の届け	令和４年４月４日（一部廃業）

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第１項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和４年６月２日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　作業の種類

基本測量（成果不整合地域における基準点改測）

２　作業地域

宮崎県日向市

３　作業期間

令和４年７月25日から令和４年12月23日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、延岡市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和４年６月２日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　作業の種類

公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル2500）

２　作業地域

延岡市全域

３　作業終了日

令和４年３月31日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定に準じて、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を中止した旨の通知があった。

令和４年６月２日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　作業の種類

公共測量（基準点測量）

２　作業地域

宮崎県全域

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第２項及び第４項第２号の規定による不在者投票のできる施設の指定を次のとおり取り消した。

令和４年６月２日

宮崎県選挙管理委員会委員長　茂　　雄　二

名　　称	所　在　地	取消年月日
宮崎市介護老人保健施設さざんか苑	宮崎市田野町南原１丁目６番地２	令和４年５月23日

宮崎県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第１項及び第75条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の１の数並びに同法第76条第１項、第81条第１項及び第86条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第８条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和４年５月９日現在次のとおりである。

令和４年６月２日

宮崎県選挙管理委員会委員長　茂　　雄　二

選挙権を有する者の総数の50分の１の数　18,009人

選挙権を有する者の総数の３分の１の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）　212,555人

宮崎県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和４年５月９日現在次のとおりである。

令和４年６月２日

宮崎県選挙管理委員会委員長　茂　　雄　二

西臼杵郡選挙区　5,434人